

て、後述する「詳細確認」・「応急処置」を実施する。

こうした各施設の「詳細確認」・「応急処置」の優先度合については、浄化槽業界団体が面的な被害状況、住民の避難状況、及び仮設トイレの配備状況等を勘案して総合的に立案し、個々の保守点検業者へ伝達することが期待される(図-11の⑫・⑬)。

## 6) その他の留意事項

「状況確認」を行う以前に、使用者または近隣の住民より浄化槽等に関する異常が確認された場合は、速やかに後述する「詳細確認」ならびに「応急処置」を実施し、必要に応じて「復旧工事」を実施する。

また、避難場所に指定されている施設に設けられた浄化槽については、被災後間もなく不特定多数の被災者による利用が想定されるため、「状況確認」を省略して、後述する「詳細確認」を実施することが望ましい。